◇**航空法施行令の一部を改正する政令**（政令第三四四号）（国土交通省）

1　長崎空港における航空交通管制業務等に関する国土交通大臣の権限の防衛大臣への委任を廃止するとともに、大村飛行場における航空交通管制業務等に関する国土交通大臣の権限を防衛大臣に委任することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二三年一二月一五日から施行することとした。

◇**南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令**（政令第三四五号）（内閣府本府）

1　国際平和協力隊の設置

㈠　国際平和協力本部に、南スーダンにおける国際連合平和維持活動のため、国際連合南スーダン共和国ミッション軍事部門司令部等において行われる国際平和協力業務等を行う組織として、平成二四年九月三〇日までの間、南スーダン国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置くこととした。（第一条第一項関係）

㈡　国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名することとした。（第一条第二項関係）

2　政令で定める業務

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第三号レの規定により政令で定める業務を、「物資の調達に関する調整」、「飲食物の調製に関する調整」、「宿泊又は作業のための施設の維持管理に関する調整」及び「データベース（南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理」とすることとした。（第二条関係）

3　国際平和協力手当

㈠　協力隊の隊員に、南スーダンにおける国際平和協力業務に従事した日一日につき、一万六、〇〇〇円から六、〇〇〇円の二段階に分けて国際平和協力手当を支給することとした。（第三条第一項、第二項及び別表関係）

㈡　国際平和協力手当の支給に関しては、協力隊の隊員については一般職の職員の給与に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例によることとした。（第三条第三項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第三百四十二号

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十三年十二月十五日とする。

財務大臣　安住　淳
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第三百四十三号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の八第一項、同条第二項において準用する同法第五十五条の七第三項から第五項まで及び同法附則第三十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「附則第五項」を「附則第二項」に改める。

第九条の見出し中「特定港湾管理者」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」に改め、同条中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に、「特定港湾管理者」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」に改める。